

特別基準の検査方法
水道用直結加圧形ポンプユニット

平成10年4月20日制定
平成22年12月22日改正
平成24年11月12日改正

項 目	検 査 方 法	摘 要
検査基準	<p>水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）による。</p> <p>判定基準 検査の判定は、当該規格、特別基準の検査方法及び別表〔不適合の階級別欠点及び判定基準〕による。</p>	
製品検査	<p>製品検査 規格11.の検査は、規格10.の形式検査に合格した製品について行う。</p> <p>なお、抜取検査に提出する製品について社内検査を全数行ったうえで、検査員が製品全数及び社内検査結果を確認でき、かつ、1台の立会による検査結果が社内検査結果と同等の場合は、摘要欄の抜取表によらなくてもよいこととする。</p>	
(検査設備)	<p>検査設備 検査に使用する計測機器類は、社内規定に基づき、校正及び点検を実施しているものを使用していることを調べる。</p>	検査の都度
(材料検査)	<p>各部の材料 規格11. b) の材料検査は、次の各部について、認証図面どおりであることを製造業者の試験成績書、又はその他の方法によって確認する。</p>	検査の都度

項 目	検 査 方 法	摘 要
(表示検査)	a) ポンプ本体, 羽根車, 主軸 (接水部) b) 配管類, バルブ類 c) 圧力発信器 (接水部) d) 流量スイッチ (接水部) e) 圧力本体, 隔膜	
	構造検査 構造検査は, 認証図面どおりであることを確認する。	付表5-4(重)
	外観検査 規格11. a) の外観検査は, 規格7. の外観について, きず, ひび, 割れ, さび, ばりその他使用上有害な欠点の有無を目視によって調べる。	付表5-2(重) 付表5-3(軽)
	耐圧検査 規格11. c) の耐圧検査は, 規格5.9の耐圧性について, JIS S 3200-1によって行い, 1.75MPaの静水圧を1分間加えて保持し, 漏れ, 変形その他の異常の有無を調べる。 なお, 圧力タンク, 圧力発信器及び圧力計は, 仕切弁などを閉めて行う。	付表5-1(致命)
	表示 規格11. d) の表示検査は, 規格12. の表示について, 容易に消えない方法で銘板に次の事項を表示していることを調べる。 a) 認証取得者名又はその略号 b) 品質確認実施工場名若しくは製造工場	付表5-3(軽)

項 目	検 査 方 法	摘 要
<p>認証マーク</p>	<p>が識別できる表示 c) 当該製品の形式 d) 呼び径 注 a), b) の表示について、センターに届出されたとおりの表示をしていることを調べる。なお、b) については、センター及び認証取得者が識別できればよい。</p> <p>品質認証マーク管理要綱による。</p> <p>付 則 この方法は、平成10年5月1日から実施する。</p> <p>付 則 この方法は、平成23年3月1日から実施する。</p> <p>付 則 この方法は、平成24年11月12日から実施する。</p> <p>付 則 この方法は、平成25年4月1日から実施する。</p>	

別表

不適合の階級別欠点及び判定基準

不適合の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	耐圧性	漏れ・変形・その他の異常	あるものは不可
重	外観	ひび、割れ、著しいきず	あるものは不可
	構造	構造	認証図面どおりでないものは不可
軽	外観	さび、ばり	あるものは不可
	表示	誤表示 無表示	間違っているものは不可 表示のないもの、抜けているものは不可
検査設備		校正、点検を実施しているものを使用していないものは不可	